

65 歳以上の医療病床の入院時負担額の見直しについて

(1) 変更内容

平成 29 年 10 月より、医療病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図るため、光熱水費相当額の負担を求めることとなります。

【現在：65 歳以上医療病床】

所得要件	負担額
医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の者）	320 円／日
医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い者）	0 円／日
指定難病患者	



【見直し後：65 歳以上医療病床】

所得要件	算定基準額
医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の者）	<u>370 円／日</u>
医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い者）	<u>200 円／日</u>
指定難病患者	0 円／日

医療区分ⅡⅢ：健康保険法施行規則第 62 条 3 第 4 号で厚生労働大臣が定める者

指定難病患者：難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 実施対象期間

平成 29 年 10 月入院から